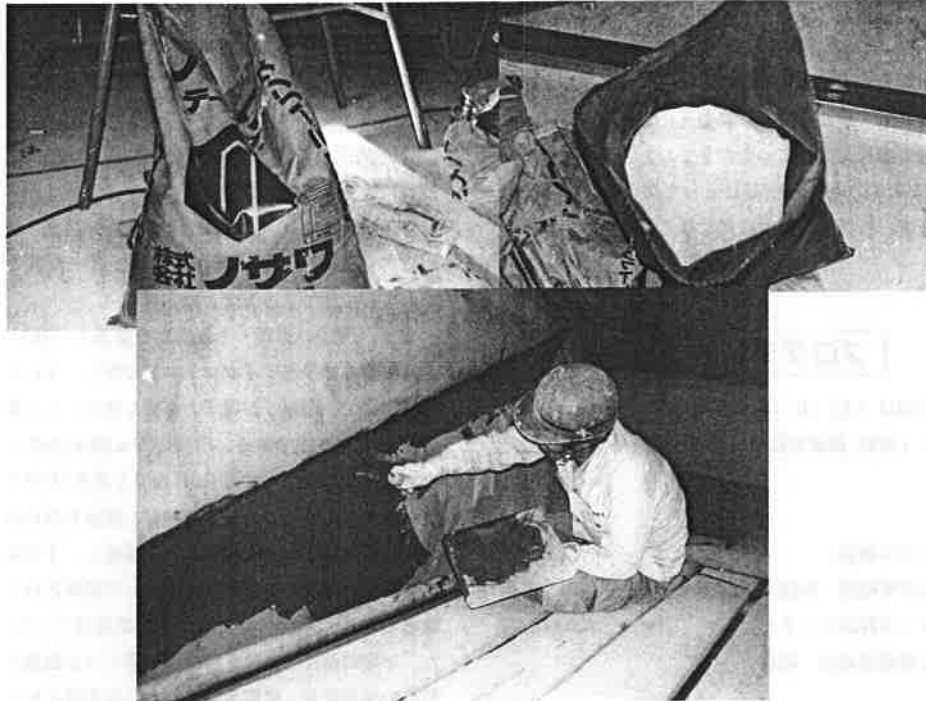


日本産業衛生学会東海地方会
地方会ニュース

発行所 地方会ニュース編集事務局
 〒 470-1192
 愛知県豊明市香掛町田楽ヶ窪 1-98
 藤田保健衛生大学医学部公衆衛生
 電話 (0562) 93-2453
 FAX (0562) 93-3079
 発行責任者 井谷 徹

(題字 皿井 進筆)



左官による外壁の仕上げ作業。使用しているのは、セメントに白石綿を混合したもの。袋の中には、白い粉末状のクリソタイルが入っている。(久永直見・柴田英治撮影)

「アスベスト騒動に思う」

小西 泰元 (三菱化学四日市事業所健康管理センター)



「かつてアメリカの真ん中に、全ての生き物が環境と調和していきている様な町があった。町は基盤目に広がる豊かな田畑の中央にあり、周囲には穀物畑、山腹には果樹園があって、春には白い花々が緑の原の上でゆらゆら浮かぶように咲き乱れていた。」これはレイチェル・カーソンが1962年に出版した

『沈黙の春 Silent Spring』の序章の一節で、化学有害物質が生態環境系に与える影響に警鐘を打ち鳴らした。それから40年以上が経過したが、彼女の指摘にもかかわらず、地球規模での環境汚染問題はとどまるところを知らない。身近では、昨年石綿を使用していた機械メーカーの工場労働者や、周辺住民に中皮腫が原因で亡くなった方が多く存在することが表面化し、石綿による健康被害が国家レベルでの大問題に発展し、連日マスコミ等で取り上げられて、国民の重大関心事となった。このため、都道府県労働局、労働基準監督署、労災病院、産業保健推進センター等でアスベストに関する相談窓口が開設された。私も、三重産業保健推進センター相談員として、電話相談に携わったが、その相談内容はまさしく、アスベスト・パニックとも言えるもので、例をあげると、「隣の家の解体工

事をやっているがアスベスト粉じんは出ないのか。止めさせてほしい。」「家の壁紙が一部はげているが、大丈夫か。」「子供が通学する途中にコンクリートが打ちっ放しのトンネルがある。通学路を変える必要はないか。」等でした。

そもそもアスベストの人体への影響は、以前から知られたものであり、70年代から90年代にかけて年間約30万トンが輸入されて、壁材や天井板、耐火用吹き付け石綿など、8割以上が建材に使われている。建設業界等では、以前からアスベストによる被害を受けた労働者への労災認定に取り組み、その人体へ与える影響について警鐘を鳴らし続けてきており、これらの現状を考えると、今回ふって湧いたようなアスベスト騒動になにかしら異様さを感じるのは私だけであろうか。アスベストの危険性が広く認識され、世論の盛り上がりとともに、労災認定が広がることは、その被害にさらされ苦しんできた人々たちにとって望ましいことである。しかし、視点を変えて考えてみると、このような問題がどうして今まで半ば放置されてきたのか、どうして規制されなかったのかという疑問が残る。この辺がしっかりと検証され、今後同じような問題が起こってこないよう願いたいものである。

特集

平成18年度 日本産業衛生学会東海地方会 総会並びに研修会

はじめに

倉田 千弘 (企画運営委員代表、ヤマハ)

静岡県が担当し、6月24日にアクトシティ浜松の研修交流センターで開催しました。特別講演では、「PETがん検診」と「海外における健康管理」というテーマで、各領域で活躍中の先生方に幅広い内容にわたり講演していただきました。さらに、シンポジウム「派遣（・請負）労働者の健康管理」では、法的背景の整理とともに、派遣先企業の産業医・産業看護職と派遣元企業の産業医という各立場からの貴重なご意見を話していただきました。全体に活発な討論が行われ、参加者（134名）の皆様にとって実りある研修会になったものと思います。皆様のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。

プログラム

日 時：2006年6月24日（土）10：00～16：30

会 場：アクトシティ浜松 研修交流センター 62研修交流室

〈午前〉

特別講演1「PETがん検診」

演 者：浜松光医学財団 浜松PET検診センター 西澤 貞彦
座 長：浜松赤十字健診センター 大久保浩司
日本産業衛生学会東海地方会 総会

〈午後〉

特別講演2「海外における健康管理」

演 者：労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター 古賀 才博
座 長：パナソニックストレージバッテリー 足立留美子
シンポジウム「派遣（・請負）労働者の健康管理」

「派遣・請負労働者の健康管理に関する法的背景について」

松下電工（株）四日市工場 松田 元

「派遣先企業の産業医の立場から」

ヤマハ発動機 内野 文吾

「派遣先企業の産業看護職の立場から」

（株）ジェイテクト 安全衛生環境室 杉本日出子

「派遣元企業の産業医の立場から」

丸の内トラストタワークリニック、

（株）パナソ 産業医 濱本 恒男

座 長：旭化成（株）富士支社 住吉 健一

浜松医大看護学科 巽 あさみ



会場風景

「PET (Positron Emission Tomography) がん検診」を聴いて



大久保浩司 (浜松赤十字病院健診センター)

浜松は、日本におけるテレビやオートバイ・ピアノの発祥の地ということで、工業都市として発展してきた。その中のテレビ技術は「光電子技術」として新たな分野を開いてきた。医療用X線検出器の代表的企業から、その技術を使ったPETを活用させる施設が提供された。その所長である西澤貞彦先生は、京都大学医学部を卒業されてから一貫して、放射線医学の道を進まれ、主に核医学の分野の研究・実践をされている。PETの運用・活用を実践されている第一人者であり、本講演を安心してご依頼できる方でした。

まず、PETの原理・一般用途を解説して頂いた。PETは陽電子を発生する核子をサイクロトロンで作り、それを体内に注入する。到達組織で、陽電子が電子と衝突し発生したγ線を体外から検知し画像化する方法である。PETのがん臨床用途として、体内でブドウ糖と同様な動きをするFDGのフッ素を¹⁸Fでラベルする方法が確立されている。その方法を用いがん検診も行われている。

先生の施設では、03年からフル稼働し、すでに数千人の受診者がある。その結果の一部が研究用として解析されている。某企業を対象としたがん検診では、実にその従業員の1%にがんが認められた。早期のがんとはいえ発生率は驚くべき数値であると思われる。がんの早期発見・早期治療という二次予防に対して、どの様な検診を実施し、PETによる検診をどの様に絡めていったらよいかというガイドラインが、今後の解析によってもたらされる事に大いに期待される。またその結果如何によっては、人間ドックや各種がん検診のあり方にも影響を与えることになるだろう。

最近、核子のデリバリーが可能になり、PETを利用できる施設が増えてきている。PETの読影は専門性の高いものであり、専門家の育成が重要であるということにもふれられた。PET検診について尋ねられた時、安心して紹介できる施設を知っておくことも大切であろう。



西澤貞彦先生



「海外における健康管理」を聴いて



足立留美子

(パナソニック ストレージバッテリー)

日本人の海外長期滞在者は70万人であり、そのほとんどが、企業からの海外赴任者である。

特に最近では、製造業を中心に中国をはじめアジア地域に進出する企業が急増している。そのような背景を元に、海外勤務健康管理センターの古賀先生から、海外派遣者に関する法令と制度の説明、海外の健康管理における一次予防から三次予防について、今後の課題を分かりやすくご講演頂いた。

「海外派遣者」「海外出張者」の言葉の定義は業務の指揮命令の所在で違うこと、また海外赴任者の雇用形態の多様化に伴う健康管理の責任の所在等、我々が産業保健現場で常に直面している問題についての解決の糸口を示して頂いた。

特に、最近増加している海外出張者についての問題点として①健康管理スタッフが把握できていない②短期間に多くの業務が課せられている③海外における健康管理に必要な教育を受けられていない④渡航可否判定を受けていないことを挙げられた。中でも②については、2004年の海外出張中における過重労働のわが国初めての労災認定事例から、海外出張者における健康管理の難しさを改めて感じた。

会場からの質問では、渡航前健康診断の在り方について活発な意見交換が行われたが、赴任期間、メンタルヘルス対策も含め、海外赴任者により適切な健康診断は今後の大きな課題であると実感した。

最後に、海外勤務者の健康管理については、企業のリスクマネジメントにおいて人事労務担当者と産業保健スタッフが必要な情報の共有化をしつつ、効率的な健康管理システムを構築していく必要性があることを強調された。



古賀才博先生

シンポジウム

「派遣（・請負）労働者の健康管理」を聴いて



住吉 健一 (旭化成富士社社)

シンポジウムの座長を務めさせていただいた。

近年の社会情勢の変化を背景とした労働者の就業形態や就業意識の多様化に伴い派遣労働者数は約227万人（平成16年度）となり、適切な健康管理のあり方が求められている。今回、平成18年度日本産業衛生学会東海地方会研

修会において「派遣（・請負）労働者の健康管理」というシンポジウムが行われたことは大変時機を得たものであった。

先ず、4人のシンポジストよりそれぞれの立場からのご発表をいただいた。

松田元先生からは、派遣労働者の健康管理における法的側面、派遣元・先の責任範囲について詳解いただいた。参加者の多くが不安に思っていた事項についての知識の整理が行われた。内野文吾先生からは、専属産業医の立場から、製造職場を中心に派遣労働者が増加傾向にあるが、関係派遣元が数十社に及び一元的把握に問題がある場合があること、派遣元との連携が重要であること、などの現実的なご発表をいただいた。杉本日出子先生からは、産業保健師の立場から、自社における派遣労働者の健康管理、特にメンタル面でのサポートを正社員と同等に提供しているというご発表をいただいた。濱本恒男先生からは、派遣元の産業医の立場から、派遣労働者に対する健康管理を重視していること、派遣先との連携を今後さらに進めていきたいとのご発表をいただいた。また長年のご経験から、派遣元・先で起こる多々の現実的問題に対する対応策につきご教示いただいた。

座長からは、静岡県内の産業保健職対象に行ったアンケート調査の結果を説明した。派遣労働者が製造現場を中心に平均20%強に達しているにもかかわらず人事部門等での把握に問題があること、現場ではフィジカル・メンタル両面で問題が多発していること、多くの派遣先産業保健職が派遣元との連携に不安を持っていることなどを発表した。

その後質疑応答に移り、数名の産業医から実務的な諸問題に関する質問があり、それぞれシンポジストから経験に基づいた示唆に富むご回答をいただいた。続いて、過重労働対策の現実的な実施はどうあるべきか、派遣先と派遣元との健康情報の共有はいかにあるべきか、の2点につき総括討論が行われた。いずれの問題においても法的解釈だけでは解決できない場合、派遣元・先間で連携を強化して現実的な解決策を探ることの重要性が示唆された。

最後に井谷先生から、基本的に終身雇用制度が崩れる中で企業の健康管理の将来の方向性についての質問があり、シンポジストそれぞれのお立場からのお答えをいただいた。

平成16年より製造業への派遣が解禁されたことにより、派遣労働者はますます増え続けている。また労働者派遣法の5回の改正で派遣可能な業種・期間が緩和され、一時的な労働形態であるはずの派遣労働に長期間従事する労働者が増加してきている。この分野における健康管理は、働き方が多様化しているわが国でさまざまな問題を含んでいる興味あるテーマであり、今回派遣元・派遣先産業保健スタッフのあり方について一歩踏み込んだ討議がされ、大変有意義なシンポジウムであった。今後も多方面からの検討が必要であると思われる。



シンポジウム

話 題

労働安全衛生法の改正について



上原 正道 (プラザー工業)

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正され、平成18年4月1日に施行されました。過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入や事業者による自主的な安全衛生活動の促進のための危険性・有害性の調査の努力義務化など、多岐にわたる改正が行なわれています。

【改正労働安全衛生法のポイント】

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
2 特殊健康診断結果の労働者への通知
3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
4 認定事業者に対する計画届の免除
5 安全管理者の資格要件の見直し
6 安全衛生管理体制の強化
7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
10 有害物ばく露作業報告の創設
11 免許・技能講習制度の見直し

今回の法改正は、雇用形態や就業形態の多様化、大企業の安全神話の崩壊、過労死・過労自殺の社会問題化といった社会情勢を色濃く反映しています。特に、①過重労働対策の法制化、②メンタルヘルス対策の強化、③リスクアセスメントの導入の3つが改正の大きな柱となっていますので、順に所感を含めて解説していきたいと思ひます。

① 過重労働対策の法制化

過重労働対策は、従来行政通達でおこなわれていた総合対策に法的根拠を持たすということに主眼が置かれています。「週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行なうこと」となっており、これらの規定が総合対策の45時間超と比べて後退したのではないかという批判も一部にはあります。しかし、直接的な罰則はないにしても、企業のコンプライアンスが叫ばれている現状において、法律で義務化されたインパクトは非常に大きいと考えます。しかも、労災認定の基準は従来どおりですから、45時間超という基準を無視できる状況にはありません。当社でも今回の改正を機に過重労働対策を見直し、あいまであった管理職への対応を明確に打ち出しました。また、安全衛生委員会や労使が定期的に行なっている労働環境改善委員会の中で過重労働の状況を報告し、組織的な対応について審議する仕組みを導入しました。

一方、労働者数50人未満の小規模事業場では、面接指導等の措置の実施義務は平成20年4月1日以降となっています。面接制度を法制化するに当たっては、産業医の選任義務のない小規模事業場での実効性をいかに担保するかということが議論されましたが、明確な答えは出ていないように思われます。国会付帯決議ではそれを担う地域産業保健センターの機能と活動の強化が必要であるとうたわれ、その周知徹底及び体制整備のためにとりあえず猶予期間を設けることで決着しましたが、あと1年半の期間で地域産業保健センターを中心とした体制を整えることは、行政にとって大きな宿題といえるではないでしょうか。

② メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルス対策については大きな改正はなかったと皆さんは

感じていると思いますが、私はそれなりの進展があったと感じています。そもそもメンタルヘルス対策の位置づけは今までとてもあまいものでした。「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針(平成12年基発522号の2)」に基づき、行政は4つのケアを中心とした活動を推進してきました。このメンタルヘルス指針は法律の根拠条文を持たない行政通達の形でしたが、今回の法改正に合わせて、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、公示という形で「労働者の心の健康の保持増進のための指針(公示第3号)」が発出されています。これによりメンタルヘルス指針が法的な根拠を持ち、また、今回の労働安全衛生規則の改正により衛生委員会等の付議事項としてメンタルヘルス対策に関することが明記されたことと相まって、なお一層のメンタルヘルス対策が求められていくと思ひます。さらに、新設の労働安全衛生法第66条の8に基づく面接指導においても、メンタルヘルス面にも留意することとされています。

③ リスクアセスメントの導入

一昨年来、大規模製造業での爆発火災、一酸化炭素ガスの漏出、建設業での解体作業中の倒壊災害等の重大災害が社会の注目を集めました。これらの要因はいろいろと考えられますが、その一つとして、事業場内における危険・有害性の調査とそれに基づく対策が十分でなかったことが挙げられています。また、製品サイクルは短縮し、生産工程は複雑化・多様化しており、それと同時に事業場内の危険・有害要因も多様化し、その把握が困難となっているのが実情だと思ひます。

このような状況下において、労働安全衛生法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守しつつ、さらに企業が自主的に安全衛生水準を向上させていく上では、リスクアセスメントを実施することが効果的であると考えられています。今回は努力義務規定という形ではありますが、労働安全衛生法第28条の2(危険・有害要因の特定、低減措置の推進)が新設されました。実はこれは労働安全衛生の法体系において、大きな転換点になるのではないかと思ひます。労働安全衛生法の基本的な考え方を今までの後追的に個別の予防対策を追加していく手法から、先取り的に予防対策を導入する手法に転換したと言えます。

また、今回の労働安全衛生法の改正を踏まえ、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が改正されており、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」と相まって、システムに従って行う措置の適切な実施を促進する体系となっています。そして、これら全体を俯瞰すると、着実に労働安全マネジメントシステムが法に組み込まれようとしており、近い将来の再改正の際には、労働安全マネジメントシステム導入そのものが義務化される可能性も高いのではないかと思ひます。

上記の3つ以外にも、化学物質の管理に関する事項(第31条の2、第57条及び第57条の2)や特殊健康診断の結果の通知(第66条の6)等が改正されており、今回の法改正の背景を含めた内容を十分理解した上で、社内での産業保健活動を進めていくことが重要であると思ひます。

第8回土屋健三郎記念産業医学推進賞を受賞して



山田 琢之 (なご労働衛生コンサルタント事務所)

今回、東海地方会会員として初めて土屋記念賞の栄誉に授かり、6月2日、東京御茶ノ水朝総評会館において受賞いたしました。

土屋健三郎記念産業医学推進賞(土屋記念

賞)は、産業医科大学初代学長故土屋健三郎先生のご遺志に基づき、故土屋先生を記念して、産業医学の推進に貢献、寄与した産業医や産業保健職のなかから、毎年1名に授与する賞として、平成11年に始まりました。土屋記念賞は、全国の産業医学研究者、予防医学研究者、保健職の集まりであるNPO健康開発科学研究会(初代会長故土屋先生、現会長大久保利見前産業医科大学学長)の事業の一つとなっています。候補者は研究会会員(正会員、特別会員、賛助会員)が推薦し、選考委員会(選考委員会委員長:青山英康高知女子大学学長、前岡山大学医学部教授)で選考され、理事会で最終決定されます。

受賞対象者の基準は

- ① 主として産業保健分野において、産業医学(予防医学・公衆衛生等を含む)の進歩・発展或いは普及・教育に顕著な功績を挙げている研究者、並びに産業界の実務推進者。
- ② 学会・専門書への論文・研究発表を積極的に行い、その内容に優れた者。
- ③ 産業保健等の現場において、健康開発・保持増進のために普及・教育活動を積極的に実践・推進している者。
- ④ 企業において、産業保健の向上と環境改善の実現に功績があった者。
- ⑤ その他、国内外の産業医学分野において顕著な功績を挙げたと認められる者。

と規定されています。候補者推薦要件として、第7回の選考より、産業医学分野の医師については、若手奨励の趣旨から出来るだけ若手を中心に考え、また、産業保健分野の研究者・実務者については年齢に拘らず実績を中心に考えることになったとのことです。私の場合、51歳という年齢なので、今までの実績に加え、これからも産業医学及び予防医学活動に精進しなさい、という両方の理由で受賞したかもしれません。

第1回～第8回の土屋記念賞受賞者(敬称略)は次の方々です。

- | | |
|--------------|--------------|
| 第1回受賞者 浜口 伝博 | 第2回受賞者 飯島美世子 |
| 第3回受賞者 堀江 正知 | 第4回受賞者 長井 聡里 |
| 第5回受賞者 岡田 邦夫 | 第6回受賞者 森 晃爾 |
| 第7回受賞者 宮本 俊明 | 第8回受賞者 山田 琢之 |

授賞式には会長、選考委員長、産業医科大学東教授、荘司先生、歴代の受賞者や厚生労働省の役人、故土屋先生のご遺族を含め、200名を超える産業医学や予防医学の研究者が出席されていました。

土屋記念賞を受賞し、あらためて気が引き締まる思いです。これからも、産業保健や予防医学活動だけに留まらず、地球環境問題から人生を楽しむことが出来る健康観の開発に至るまで貢献できるように、努力していきたいと思っています。

受賞にあたり、東海地方会の皆様方、そしてご指導いただいた産業医科大学教授神代雅晴先生、愛知医科大学教授小林章雄先生に心から感謝申し上げます。

シリーズ 産業衛生に携わって

「産業保健師となって2年」



井上 和代 (エナジーサポート)

エナジーサポート(株)は、電気機械器具及び各種エネルギー供給機械器具装置の製造販売、各種ガス分析用機器の製造販売を行っている会社です。主な製造品目はカットアウト、開閉器、しゃ断器、電力ヒューズ、酸素分析計、ダスト濃度計、ジルコニア

式NOx計などがあります。本社・工場は犬山市にあり、東京、大阪、福岡などに営業所を展開しており、従業員は約400名、平均年齢44歳です。産業保健スタッフは嘱託産業医1名と常勤保健師1名からなります。

私は昨年、それまでのベテラン保健師さんから当社の保健師を引き継ぐことになりました。私はそれまで助産師として病院勤務をしておりましたので全く畑違いの職種になりましたが、1週間程で退院してしまう妊産婦さんと違い、じっくり長く付き合える社員さんとの関わりに大きな魅力とやりがいを感じています。久々に会う私の友人には、「助産師の時と雰囲気が変わったね」と言われます。自分でもそれまでのせっかちなしゃべり方やせわしない雰囲気がほんの少しですが和らいだように思います。

当社の産業保健の歴史を振り返りますと、職業性疾病の管理、作業環境の整備から始まり、生活習慣病予防対策、社内分煙化を経て、現在は過重労働対策とメンタルヘルス対策へと時代の流れに沿って変わりつつあります。

過重労働対策としては社内規程を設け、月40時間超の残業をした方には問診票の提出を義務化しています。また月80時間超及び6ヶ月の合計が300時間を超える残業をした方には、健康診断と医師との面談を義務化しています。制度化して1年が経過しましたが、休みを取りたくても取れない現状や定時は22時だ(本当は17:25です)といわれる感覚のズレに戸惑うことが多いです。しかし体調がよい時は強気な社員さんも、疲れがたまったり悩んだりすると自分の身体は大丈夫かな、と心配になるときがあります。そのときにタイミングよく保健師が話を聞き、心配な気持ちを共感し、どうすれば良いか聞いて本人がやること、保健師がやることを整理し対策を立てます。社員さん自身が自分で気づいて自分で決めるので実行できる方が多いです。

メンタルヘルス対策は、職場復帰支援プログラムが導入されつつあり、今後規程として整備したいと思っています。保健師として社員、職制、人事、産業医との間でコーディネーター役となることが多いのですが、その中で日々感じることは、コミュニケーションの重要性です。話を聞いてもらうためにはまず、相手の話を十分聞いて相手の考えを認めることから始まることを実践から学びました。また、「言わなくてもわかっているだろう(上司)わかってくれているだろう(部下)」このような関係は期待通りにいかなかった時、相手への怒りを持ちやすいのではないかと感じるようになりました。「阿吽の呼吸」は会社ではまれです。自分の思っていることをきちんと言葉で相手に伝えること、これができる社員が増えればストレスが少し軽減するのではないかと思います。アサーティブなコミュニケーションについて教育する機会を現在企画中です。

産業保健に関わってまだ2年と日が浅いので理想と現実の間で葛藤することも多いですが、今後も勉強会や研修会へ参加するとともに、他企業の保健師さん方と情報交換をし、ネットワークを広げていきたいと思っています。

「産業医の面白み」

永田 智久 (ファイザー)



ファイザー株式会社に産業医として就職して1年が経過した。最初の1年間は、自分の顔と名前を覚えてもらうこと、そして、従業員の方々の顔と名前、業務内容を知ることが念頭に活動してきた。職場巡視や安全衛生委員会の出席、様々な講話、各種面談など労働安全衛生法に規定されている産業医業務の他、声を

かけられたら出来る限り現場に赴くという、フットワークの軽さを心掛けた。研究所（私が担当している事業場には、工場と研究所がある。研究所は薬のもととなる物質を発見すべく創薬研究を行っている）の研究発表会やその懇親会、ごみ拾いなどのボランティア活動、部活動（工場野球部に所属して練習・試合に参加している）、飲み会…それぞれの活動で得た人間関係は産業保健活動において非常に役立っている。そのことを目的として活動しているというよりは、自分自身が楽しいから行っている。

2006年12月より事業場内が全面禁煙になることが決まっており、それに向けて現在、禁煙補助剤（ファイザー社のニコレットを無料で提供）を利用した禁煙サポートを実施している。禁煙挑戦者には定期的に医務室に来てもらい、禁煙状況（喫煙状況）を確認している…というよりは雑談で、テーブルにジュースとお菓子を広げ、成功している人は褒めて、褒めて、褒めて。個別のアドバイスが必要な人には奥にある面談室で面談をしている。製造ラインで目視検査（製品に異常がないかを眼で確認する作業）をしている女性は、10人くらい集団で医務室にやってきて、アツという間にジュースとお菓子を平らげていく。圧巻という他ない。そこではタバコに関する話以外にも様々なことを話すようになり、「実は生理痛がひどくて困っている」「片頭痛があるんです」など。女性に片頭痛が多いことを身をもって感じるこの頃ではあるが、客観的に統計をとる必要性を感じデータを分析し始めたところである。

産業医として常勤で事業場において活動していると、症状の経過が良くわかる。診療を受けに医務室に来た人のうち、自分が経過の気になる人には、翌日メールで「具合はいかがですか？症状が悪くなるようなら、また来てください」などと伝えている。ほとんどの人は、その後の症状をメールで、あるいは直接教えてくれる。症状の経過が詳しく分かることは興味をかきたてる。健康面での質問もよく入るようになった。そして、自分が多くのことを知らないという事実で改めて驚く。毎日、調べて、調べて、調べて。それもまた面白い。

密な人間関係の中で、きめ細かい医療サービスが提供できるのは、とても楽しいし、やりがいがある。また自分もその中の一員だという一体感も居心地が良い。それが産業医業務のやりがいになっているのかな、と考えている。これからも諸先輩方の活動を手本として、自分の理想とする産業医像を構築、目指して行きたい。

産業衛生学会の一員として



清水 善男（日本産業衛生学会名誉会員）

私が初めて産業衛生学会の年次総会に参加させてもらったのは昭和33年、長野の松本での学会でしたが、主題の「職業病のシンポジウム」に労災認定されているという大勢の労働者が聴講に見えていたのが印象的でした。その翌年、昭和34. 3. 24の新聞には国の職業病実態調査結果を紹介した「ふえる一方、職業病」という記事が掲載されました。それは昭和30年の「けい肺等特別保護法」の成立を機に、あれこれの有害作業従事労働者を対象に特殊健診を実施し、当時の職業病の実態が浮き彫りにされた大規模な調査でした。その資料のまとめの中で労研所長・勝木新次先生はじめ関係者は異口同音に、次のように言っているという記事が忘れられません。「職業病は決して不可抗力の病気ではない。恐らく職業病ぐらい病因のハッキリしている病気は無いと云ってよい。それで病因となっている有害環境、有害条件を無くすことが先決だ。と言っても一朝一夕にして無くすことは不可能であろう。そのため次善の策として経営者が工場内の有害作業場を的確に把握し、できるだけ快適に仕事ができるよう作業環境の改善に努力

する以外にない。同時に1日も早く労働衛生工学という分野を確立させ、労働衛生は医者の特権だという考え方を一掃しなければならない。それに労働者自身も積極的に労働環境の浄化に乗り出すことだ。危険手当を受取る前により良い環境の整備を声を大にして訴えるべきだろう（以下略）

言うまでもないが60～80年代の産業保健問題提起の大半が小規模事業場で、新聞報道をキッカケに行政や業界が動いて実態を究明し、当面の善後策を講じ更に再発防止の為の改善計画を立てるという経緯であった。一方、労働衛生管理員制度（1960）、労安法の制定（1972）、職業病相談員制度（1975）、1988年の安衛推進者制度等々も地域社会に根付くことが大変だったように思われる。一方、三池炭鉱炭じん爆発、国鉄鶴見駅の列車衝突事故などを契機に労働組合が取組んだ職業性疾病预防の運動も、長時間残業や過労死問題など荷の重い課題で“時勢の動きに後追い”の批判は避け難い実態であった。このような中で作業環境測定協会、全衛連、労働安全衛生コンサルタント会など産業保健に係わる専門職の団体・個人も社会的には整備されては来たが、バブル経済下での社会倫理の低迷がこれら社会資源の中小企業現場に根付くのを遅らせたのでは…？

グローバルな世の動きの中で専門家集団もどのように第1線の安全衛生を確保するか？、職場の總べての人々の知恵を集めて夫々の専門性を活かした協同組合集団の運営？ ということになるわけです。

こんな中で昭和52～54年に国鉄本社の安全衛生課長として北海道から九州まで多様な現場を巡視して、多くのことを学ばせてもらいました。今風に言えば、法規準拠型ではなくて現場の問題解決指向型の安全衛生活動の基本を納得できたのは貴重な体験でした。

新任の挨拶

「新任のご挨拶」



城 憲秀（中部大学）

本年4月より、25年間お世話になった名古屋市立大学から中部大学に異動いたしました。赴任先の中部大学生命健康科学部は、今春開設された生まれたるの学部で、中島 泉 名大名誉教授を学部長とし、生命医科学科と保健看護学科の2学科より構成されています。

私が所属しているのは保健看護学科で、4年制看護系大学としては愛知県で最も若い学校です。愛知県には、現時点で、7つの4年制看護系大学と1短期大学があり、後発の当大学としては、何か特徴を出していかなければならないと思っています。本学部は、看護師・保健師・養護教諭1種の資格が取得可能なカリキュラムを有しており、これ自身が当学科の特徴の一つではありますが、さらなる特徴を出すための一策として、こういった資格を利用し、産業保健や地域保健に携わる看護師・保健師の育成もありうるのではないかと考えています。

一方、研究や実践活動の点では、従来から行っている産業衛生、環境保健の側面からの研究を続けていこうと思っています。とくに、産業疲労や自主的な作業条件改善での研究・活動には鋭意努力していくつもりです。

東海地方会の皆様方には、今後、教育・研究の両面で、一層のご協力・ご指導をいただきたいと存じます。何卒よろしく願い申し上げます。

学会・研究会

第67回 職場ストレス研究会

丸尾恵美子 (NTT西日本 東海健康管理センタ)

平成18年7月5日(水)14~16時、明倫ホールにおいて、「職場のメンタルヘルスに関わる法的諸問題」と題した講演を、弁護士宮澤俊夫先生から聴く機会を得た。今回、職場のメンタルヘルスに関わるには法的にどのような考え方が必要かと思ひ参加した。

講演内容は、1. 安全配慮義務(企業と労働者には労働契約・雇用契約関係が成立している) 2. メンタルヘルスケア 3. 事例紹介 4. 自殺との因果関係 5. 精神疾患を患った従業員の解雇・休職 6. 職場復帰を求めてきた時の会社の対応についてと盛り沢山だった。この講演から、労働者の個人情報保護への十分な配慮が必要なこと、また本人の同意をある程度得ておく必要があること、衛生委員会をうまく活用すること、事業場内スタッフは従業員の個人情報を提供する場合は適確に集約加工してわかりやすく必要最低限に提供し、医師法・保助看法の守秘義務に基づき生データの取扱には充分注意する必要があること、事業所内で範囲・権限・責任者を規定により取り決めをする必要があること等が認識できた。以上、私が今後事業場内産業保健スタッフとして日常業務を遂行する中で、とても参考になる内容だった。

これからの諸行事予定

1) 地方会関連学会・研究会等

①第68回職場ストレス研究会

日 時: 2006年9月6日(水)14:00~16:00
会 場: 明倫ホール(中区新栄2-4-3 明倫ビル6階)
テーマ: 職場における不適応症状へのアプローチ~慢性疼痛、IBSを中心に~

講 師: 山口 力(愛知医科大学)
問い合わせ先: 愛知医大産業保健科学センター

②第37回衛生管理者研修交流会

日 時: 2006年9月14日(木)14:00~16:20
場 所: 愛知県勤労会館(2階小ホール)
内 容: 14:10~15:10

「労働衛生行政の動向と改正「石綿障害予防規則」について」

愛知労働局 労働基準部 労働衛生課 担当官

15:20~16:20

「アスベスト暴露の評価方法とその問題点」

名古屋市衛生研究所 生活環境部

主任研究員 酒井 潔先生

事務局: 愛知衛生管理者交流会

〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26

(社)愛知労働基準協会内

TEL 052-221-1439

③平成18年度日本産業衛生学会東海地方会学会

日 時: 平成18年11月11日(土) 10:00~16:40(9:30受付開始)
会 場: 岐阜大学医学部本館大会議室、医学部記念会館ほか
JR岐阜駅、名鉄岐阜駅より、岐阜バスにて約30分
学会長: 牧野茂徳(岐阜大学医学部看護学科 教授)

プログラム

10:00~12:00 一般演題(募集)

13:05~14:05 特別講演「地域保健と職域保険の連携」

講師: 高木啓之(岐阜県東濃保健所健康増進課 課長)

座長: 牧野茂徳(岐阜大学医学部看護学科 教授)

14:10~16:40 日本産業衛生学会東海地方会創立70周年記念行事

14:10~14:20 祝辞 清水英佑(日本産業衛生学会 理事長)

記念講演

座長: 齊藤政彦、巽 あさみ

14:20~15:00 東海地方会の歴史と果たしてきた役割

講師: 竹内康浩(東海地方会名誉会長、名古屋大学名誉教授)

15:00~15:15 東海地方会の将来展望

講師: 井谷 徹(東海地方会会長、名古屋市立大学大学院
医学研究科 労働・生活・環境保健学教授)

15:15~15:30 地方会産業医部会の将来展望

講師: 岩田全充(産業医部会長、トヨタ自動車安全衛生
推進部長兼総括産業医)

15:30~15:45 地方会産業看護部会の将来展望

講師: 和田晴美(産業看護部会長、愛知産業保健推進セ
ンター相談員)

座長: 小野雄一郎、上野美智子

15:50~16:05 地方会産業技術部会の将来展望

講師: 那須民江(産業技術部会長、名古屋大学大学院医
学系研究科 環境労働衛生学教授)

16:05~16:20 地方会産業歯科部会の将来展望

講師: 金山敏治(産業歯科部会長、金山労働衛生コンサ
ルタント事務所長)

16:20~16:40 フロアーからの発言

指定発言者 小林章雄、吉田 勉、杉本日出子

写真展: 小会議室にて同時に開催

17:00~懇親会

参加費: 学会員 1,000円、非学会員 2,000円、懇親会費 3,000円

単位認定: (午後の講演が対象)

【日本医師会認定産業医研修会】(基礎・後期)または(生涯・専門) (申請中)

【日本産業衛生学会産業看護職継続教育システム実力アップコース】 (申請中)

※単位取得希望の方は事前申込が必要です。氏名・所属・連絡先・単位の種類を明記のうえ、EメールまたはFAXで事務局までお申し込みください。懇親会参加も氏名・所属・連絡先を明記のうえ、同様に事務局までお申し込みください。

事務局: 〒501-1193

岐阜市柳戸1-1 岐阜大学医学部看護学科内

平成18年度日本産業衛生学会東海地方会学会事務局

電話 058-293-3237 FAX 058-293-3237

Eメール simakino@gifu-u.ac.jp

④第1回産業衛生学会東海地方会産業歯科部会

日 時: 2006年11月19日(日)10:00~12:00

場 所: 朝日丸の内ビル(B1小会議室)

TEL 052-961-1875

地下鉄 久屋大通駅下車(桜通り名古屋駅方面沿い徒歩3分)

参加費: 無料

研修項目: 産業歯科保健と労働安全衛生マネジメントシステム

1. 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の現状

金山敏治(労働衛生コンサルタント)

2. 産業歯科疾患とリスクアセスメント

瀧 昌弘(愛知県歯科医師会)

協議事項: 産業歯科部会活動について

原 康二(三河歯科衛生専門学校)

問い合わせ先: 愛知学院大学口腔衛生講座 坪井信二

TEL 052-751-2561 内線1352

2) 本部関連学会・研究会等

①産業神経行動研究会

日 時: 2006年11月18日(土)

会 場: 名古屋大学鶴友会館

午 前: 一般発表

特別講演：13：30～15：30

テーマ：“両性がともに働きやすい職場を作るために－ジェンダー・ストレス／妊娠期のストレス／キャリア・ストレスの視点から－”

- 1. ジェンダーストレスと産婦人科疾患
後藤節子 (名古屋大学医学部保健学科)
- 2. 妊娠期のストレスが母子に与える影響
中村彰治(山口大学大学院・医学系研究科・高次神経科学)
- 3. キャリア・ストレスとワーク・ライフ・バランス
金井篤子(名古屋大学大学院教育発達科学研究科)

一般演題募集

問い合わせ先：名大・医・環境労働衛生 市原 学
TEL 052-744-2124 FAX 052-744-2126

②第14回日本産業精神保健学会

日 時：2007年6月29日(金)・30日(土)

会 場：名古屋国際会議場1号館
名古屋市熱田区熱田西町1番1号

大会長：愛知医科大学医学部教授 小林章雄
大会事務局：愛知医科大学医学部衛生学講座

地方会理事会

2006年度 第1回理事会

日 時：2006年5月20日(土) 10：00～

場 所：名古屋市立大学医学部研究棟11階特別会議室

【議 題】

A. 前回理事会議事録の確認

B. 報告事項

- 1) 本部報告事項 2) 地方会事務局報告事項 3) 第20回産業医・産業看護職・衛生管理担当者のための研修会開催報告
- 4) 平成18年度総会並びに研修会準備状況 5) 平成18年度地方会学会準備状況 6) 平成16年度地方会誌編集状況 7) 地方会部会報告 9) 地方会ニュース編集状況 10) 関連学会・研究会開催報告 11) 今後の関連学会・研究会等 12) その他

C. 協議事項

- 1) 平成18年度総会資料案について 2) 役員選挙に伴う地方会選挙管理委員について 3) 地方会70周年記念行事について
- 4) 地方会研究会活動の再検討 5) その他

日本産業衛生学会名誉会員

鎌 田 隆

会 員 の 異 動

(2006.4.1～2006.7.31)

新入会 愛知 ①大場昭夫 ②金子路江(豊田自動織機)③神原卓也(タマディック)④佐藤博貴(南生協病院)⑤鈴木晴子(ジェイテクト)⑥西田友厚(中部電力)⑦蜂須賀智弘(マキタ)⑧三上敦(全日本労働福祉協会)⑨和田しおり(昭和病院)⑩杉山かをり(県立城山病院)⑪田中真希子(大同特殊鋼)⑫服田正信(セントラルメンテナンス)⑬牧野光倫(トヨタ記念病院)⑭安井典子(社会保険事業財団)⑮加藤友久(加藤歯科医院)⑯山野恵美子(旭サナック)⑰今泉 修(しらゆりクリニック)⑱小田桐

典秀(しらゆりクリニック)⑲栗田秀男(しらゆりクリニック)⑳丹下智香子(国立長寿医療センター)㉑佐藤忠之(佐藤歯科医院)静岡 ①永野哲弘(ながの歯科医院) ②関いづみ(トヨタ自動車)③村岡健史(常葉学園医療専門学校)三重 ①小西正芳(三重大) ②森尾邦正(三重大) ③余 震寧(三重大) ④高城 博(クボタ松下電工外装)⑤山下貴代 岐阜 ①下井勝子(岐阜医療技術短大) ②岡本祥成(岐阜医療科学大)

転 入 愛知 ①山村真佐子(豊田通商)(近畿から)②加藤昌志(中部大学)(北陸甲信越から)③宮本和幸(ブラザー工業)(九州から)④今井順一(九州から)⑤永田昌子(ブラザー工業)(九州から)⑥田原裕之(九州から) 静岡 ①池田友紀子(九州から) 三重 ①山口威利(古川電工)(東北から)

退 会 愛知 ①廣瀬由佳(松下)②山本一仁(ノリタケカンパニーリミテド)③鈴木隆佳(名大)④青木恒人(中部電力)⑤柏木時彦(柏木コンサルタント)⑥早川律子(第一クリニック)⑦石井典子(花王)⑧星野牧子(ブラザー健保組合)⑨山田和美(日本ガイシ)⑩玉井千恵美(NTT東海)⑪大脇 徹(大同生命)⑫堀井直子(中部大学)⑬内藤嘉之(豊田自動織機) 静岡 ①田中まゆみ(富士通)②吉岡 学(JR東海)③松尾浩昌 ④川下 孝(カワシタ歯科クリニック)⑤古屋公子(聖隷健診センター)⑥丸山美和(東京電力) 三重 ①坂本 弘(三重大)②宮村えりか(本田技研) 岐阜 ①吉田 泉(岐阜市北市民健康センター)

転 出 愛知 ①白井みどり(名市大)(近畿へ)②神里みどり(名大)(沖縄へ) ③清本芳史(ブラザー)(九州へ)④久保とし子(近畿へ)⑤馬場俊郎(予防医学協会)(近畿へ)⑥五十住和彦(九州へ) 静岡 ①柏戸敬道(国立印刷局)(関東へ)②菊池裕子(西焼津駅クリニック)(近畿へ)③中元健吾(ヤマハ)(九州へ)④松下哲大(ヤマハ)(九州へ) 三重 ①加藤圭子(三重大)(近畿へ)②小森陽子(四日市病院)(近畿へ)

地方会内転入出 静岡→三重 ①坪井宏仁(三重大)

編集後記

先日、我が母校である産業医大の各教室に夏の挨拶回りに行ってきました。久しぶりの訪問でしたが、相変わらず、築20年以上経っている建物とは思えない、地方の国立医大とは比べ物にならない綺麗な煉瓦造りの建物でした。建築物にはこれまで興味を抱いたことはほとんどありませんでしたが、作家ダン・ブラウン氏著の「ダヴィンチ・コード」や「天使と悪魔」を読んでから、建築物や絵画にほんの少し興味を抱くようになりました。学生時代には全く思いもよらないことでしたが、産業医大にもこのすばらしい大学(建物)をいつまでも綺麗なまま残して欲しいと思います。もちろん、中身が最も重要であることは言うまでもありません。(武藤繁貴)

次 回 発 行 平成19年1月1日
編 集 責 任 者 谷 脇 弘 茂 (藤田保衛大)

編 集 委 員 (五十音順)

- 石川浩二 (三菱重工) 市原 学 (名大)
- 加藤保夫 (岐阜県産業保健センター) 後藤義明 (NTT東日本)
- 高崎正子 (東芝四日市) 城 憲秀 (中部大)
- 武山英麿 (名市大) 武藤繁貴 (聖隷健診センター)
- 渡邊美寿津 (愛知医大)